

年 月 日

使用約款

ソニー企業株式会社 御中

申込者 会社名
部署名
責任者名
電話番号

印

ソニービル 広告媒体使用申込書

貴社広告媒体を下記の通り使用致したく申し込み致します。
尚、申し込み後の使用にあたっては、右記「使用約款」を遵守いたします。

記

広告媒体 (スペース名)	
使用期間	年 月 日 (月) ~ 年 月 日 (日) 日間
イベント名称	
広告主	
協賛・協力	※実施に際して協賛・協力企業がある場合にご記載願います。
内容	
運営	
料金	円 (税別)
支払方法	使用料金の半額を前払いとして使用開始日の2週間前までに、 また残額を使用終了後、翌月末までに下記指定口座へお振込み願います。 下記指定口座へ振り込み願います。 〔振込先〕 三井住友銀行 本店営業部 普通預金口座 No.4 7 4 8 0 2 3 ソニー企業株式会社 (ソニーキギョウ (カ))

- 使用期間は、左記に記載する期間に限ります。申込後の期間変更は受けかねます。
- 申込の成立は申込者からの「ソニービル 広告媒体使用申込書」を受け取り、ソニー企業株式会社から「ソニービル 広告媒体使用承諾書」を発行させていただいた時点とします。
- 申込の成立後のキャンセルは、使用期間開始60日前までの場合左記に記載する使用料金の50%、使用期間開始59日前から30日前までの場合は使用料金の75%、使用期間開始29日を過ぎての場合は100%を、キャンセル料としてお支払い戴きます。
- 申込者は、ソニービル媒体(以下、媒体という)を自社商品の広告宣伝のため、あるいは第三者の商品広告を請け負いそのために使用し、他の目的に使用しないものとします。
- 申込者は掲出にあたり、事前にその広告宣伝制作物のデザイン、内容等についてソニー企業株式会社の承認を受けるものとします。また、中央区に屋外広告物申請書をご提出いただき、中央区にも承認を受けるものとします。
- 制作物について、ソニービル壁面に掲出する幕ならびに地下アドピラー用の広告物の制作・取付・撤去作業についてはソニー企業株式会社に委託するものとし、またソニー企業株式会社は受託します。
- ソニー企業株式会社が請負う制作物について、素材入稿日の遅れ等、申込者の都合による使用期間の減少もしくは減失に関してはソニー企業株式会社は一切責任を負わないものとします。またソニー企業株式会社の責において使用期間が減少もしくは減失した場合には、当該期間中の使用料を日割り計算し、料金を減額させて戴きます。但し、地震・風水害・火災・その他、ソニー企業株式会社の責に帰さない事由により生じた場合は、その限りではありません。
- 使用期間中、地震・風水害・火災・その他、広告物の設置掲出を継続することにより、第三者あるいは近隣建物等に危害が加わる恐れがある場合には、申込者に事前に通知の上、ソニー企業株式会社は広告物を取り外すことができるものとします。広告物の取り外しおよび再取り付けをする場合の費用はソニー企業株式会社が負担するものとし、この場合の撤去期間に相当する使用料は返金しないものとします。申込者もまた、当該撤去につき何らの損害賠償をソニー企業株式会社に請求しないものとします。
- ソニー企業株式会社は、媒体の使用期間中、その広告物の掲出内容により生じた苦情、著作権その他の問題等に関して、一切責任を負わないものとします。
- ソニー企業株式会社は、次の各号のいずれかに該当する場合、申込者の使用期間を短縮し、またはその掲出自体中止させることができるものとします。
 - ①政府、官公署の命令または要求があった場合
 - ②第三者より本媒体広告物について異議、クレーム等があり、掲出できないとソニー企業株式会社が判断した場合
第4条に基づきソニー企業株式会社が、申込者の広告宣伝制作物のデザイン、内容等が掲出できるものではないと判断した場合
 - ③申込者が本使用約款に違反した場合
- 申込者は、媒体の制作施工の方法、スケジュール等については、ソニー企業株式会社の指示に従うものとします。
- 本使用約款に定めのない事項については、申込者とソニー企業株式会社との協議の上、その都度解決するものとします。
- ソニー企業株式会社は、本広告媒体を利用したイベントの記録写真を撮影・保存し、社内資料やソニーグループ社員向けのメールニュースでの活動報告資料に使用できるものとします。但し、ソニービルの案内パンフレット等のサービスや広告に利用記載する場合には、申込者と別途協議するものとします。
- 試飲・試食・配布については、別紙【ソニースクエアの〈試飲・試食・配布〉に関して】添付の各提出書類に、必要事項をご記入の上、保健所・ソニービルへの報告・申請を行っていただくものとします。

以上